

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間のうち、平成19年4月1日から20年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を、19年4月から20年4月までは22万円に、同年5月から同年7月までは24万円に、同年8月は22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年7月、同年12月、19年7月、同年12月、20年8月に支給された賞与に係る記録については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、支給日を18年7月7日、標準賞与額を10万円に、支給日を同年12月12日、標準賞与額を30万円に、支給日を19年7月12日、標準賞与額を39万円に、支給日を同年12月15日、標準賞与額を10万円に、支給日を20年8月6日、標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間のうち、平成20年9月1日から22年6月29日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月まで、及び21年4月から同年6月までは、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の有限会社Aにおける20年9月から22年5月までの標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年12月に係る標準賞与額16万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の賞与の記録については、支給日を21年4月9日、標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年4月1日から22年6月29日まで
② 平成18年7月（賞与）
③ 平成18年12月（賞与）
④ 平成19年7月（賞与）
⑤ 平成19年12月（賞与）
⑥ 平成20年8月（賞与）
⑦ 平成20年12月（賞与）
⑧ 平成21年12月（賞与）

私は、申立期間について、有限会社Aに勤務していたが、所持している給与明細書とねんきん定期便に記載された厚生年金保険料控除額とが相違している。また、所持している賞与明細書では、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便では標準賞与額の記録が無い。

申立期間について標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成18年4月1日から22年6月29日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、との厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年4月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年9月1日から22年6月29日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①のうち、平成19年4月1日から20年9月1日までの期間及び申立期間②から⑥までに係る標準報酬月額及び標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額、賞与総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 19 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、19 年 4 月から 20 年 4 月までは 22 万円に、20 年 5 月から同年 7 月までは 24 万円に、同年 8 月は 22 万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②から⑥までについて、申立人から提出された給与明細書から、平成 18 年 7 月については標準賞与額 10 万円、同年 12 月については標準賞与額 30 万円、19 年 7 月については標準賞与額 39 万円、同年 12 月については標準賞与額 10 万円、20 年 8 月については標準賞与額 40 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②から⑥までに係る賞与の支給日については、給与明細書に記録が無く、申立人及び元事業主は不明としているが、申立期間当時の元従業員が所持している預金通帳の賞与振込日から、平成 18 年 7 月 7 日、同年 12 月 12 日、19 年 7 月 12 日、同年 12 月 15 日、20 年 8 月 6 日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る算定基礎届及び賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額及び当該標準賞与額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 18 年 4 月から 19 年 3 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間①のうち、平成 20 年 9 月 1 日から 22 年 6 月 29 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19 万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月まで、及び 21 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 24 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の有限会社Aにおける平成 20 年 9 月から 22 年 5 月までの期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑦に係る標準賞与額について、申立人から提出された賞

与明細書から、平成 20 年 12 月については標準賞与額 16 万円に相当する賞与が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

なお、申立期間⑦に係る賞与の支給日については、賞与明細書に記録が無く、申立人及び元事業主は不明としているが、申立期間当時の元従業員は、「この頃から賞与の支払は遅延し、手渡しになった。当時、自分で明細書に支払日を記載していた。明細書には、平成 21 年 4 月 9 日と記載している。」と証言していることから、同日とすることが妥当である。

したがって、申立人の有限会社Aに係る平成 21 年 4 月 9 日の標準賞与額を 16 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間⑧に係る標準賞与額については、申立人から提出された平成 21 年 12 月の賞与明細書から、賞与が支給されていたことが確認できるが、上記の元従業員は、「21 年 12 月の賞与が支払われたのは、22 年 7 月 14 日である。」と証言しており、申立人自身も、「21 年 12 月の賞与が支払われたのは、有限会社Aを退職した後だった。」と述べていることから、当該賞与の支給日は、22 年 7 月 14 日であると認められる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人は、平成 22 年 6 月 29 日に有限会社Aに係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 22 年 7 月 14 日は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間⑧における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 57 年 6 月まで

私は、昭和 55 年 6 月 1 日に会社を退職した後、すぐには国民年金の加入手続をしなかったが、59 年頃、A 市町村役場に勤務していた知人から、「国民年金が 4 年間未納だが、全期間の保険料を納付できる。」と言われ、加入手続を行い、養父母にお金を出してもらい、4 年分の国民年金保険料を自分で A 市町村役場の窓口で納付した。

申立期間が未納になっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年頃、国民年金の加入手続を行い、A 市町村役場の窓口で 4 年分の保険料を遡って納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は 59 年 7 月 20 日に払い出され（実際の加入手続は、申立人よりも前に手帳記号番号が払い出された任意加入者の資格取得日の日付から同年 10 月と推認）、55 年 6 月 1 日に遡及して資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人が上記の国民年金の加入手続を行った時点（昭和 59 年 10 月）では、申立期間については、制度上、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人は、遡及して資格を取得した期間のうち、申立期間直後の昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 59 年 10 月 30 日に過年度納付しており、当該時点（59 年 10 月 30 日）において、時効に至らない納付可能な期間の保険料を納付したと考えることが自然である。

さらに、申立人は、「A 市町村役場に勤務していた知人から、国民年金が

4年間未納だが、全期間の保険料を納付できると言われて納付した。」と述べているところ、当該知人は、「遡及して納付可能な保険料は時効に至らない2年分であり、2年分を遡及して納付するように勧奨を行っていた。」と述べている。

加えて、A市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿を確認したが、同名簿の昭和55年度の納付記録欄には「時効」と記載されていることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から48年10月1日まで

私は、A社に勤務し、昭和44年1月に同社B支社C支部の支部長に就任し、給与は12万円ぐらいになり、それ以降下がることはなかったと記憶している。

しかし、申立期間の標準報酬月額の記録が、支給されていたと記憶する給与と余りにも相違しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「標準報酬月額の記録が、昭和44年1月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から45年9月までは4万2,000円、同年10月から46年9月までは6万8,000円、同年10月から47年9月までは8万6,000円、同年10月から48年9月までは11万8,000円とされているが、A社B支社C支部の支部長となった44年1月には給与が12万円ぐらいとなり、その後、給与が下がることはなかった。」と主張している。

しかしながら、A社では、「当時の賃金台帳等の資料は無いが、社会保険事務所（当時）に届け出た資料の一部がある。」と回答しているところ、同社が保管する申立人に係る昭和44年10月1日及び47年10月1日分（43年10月1日、45年10月1日、46年10月1日分は保管されていない。）の「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、厚生年金保険の標準報酬月額は、各年の5月から7月までの3か月に実際支払われた給与の総額を3月で除した額を標準報酬月額の等級表の範囲に当てはめ、10月に定時決定される場所、上記の決定通知書によると、昭和44年5月、同年6月、同年7月の報酬月額は各月とも4万2,340円と記

載され、同年10月の標準報酬月額（4万2,000円）は適正に決定されていることが確認でき、47年5月、同年6月、同年7月の報酬月額は、14万4,215円、11万5,115円、10万1,115円と記載され、同年10月の標準報酬月額（11万8,000円）も適正に決定されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する辞令及びA社が発行した証明書から、申立人は、昭和44年1月1日付けで同社B支社C支部の支部長となったことが確認できるものの、同社から提出された当時の給与規定によると、支部長に対する定額の手当の支給は無く、営業の成績に応じてD手当が基本給に加算されて支給される規定であったことが確認できる上、当時、別の支部の支部長であった者は、「営業成績に応じた歩合により手当が支給され、給与が下がることもあった。」と証言している。

加えて、申立期間当時におけるA社の別の支部の支部長であった複数の者の標準報酬月額の推移をみると、必ずしも一律に上がっておらず、下がっている期間がある者もみられる上、これらの者の標準報酬月額と比較しても、申立人の申立期間の標準報酬月額が特に低額であるという状況はみられない。

このほか、A社B支社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡はみられない上、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 10 月から A 株式会社勤務し、48 年頃から 59 年までの 11 年間、同じ敷地内にあった親会社の B 株式会社に出向し、出向社員として勤務していた。給与は A 株式会社から支払われていたが、出向の条件として、毎月 3 万円ぐらいの出向の手当が支給されるので、給与が減額されることはないとのことであった。

私も給与が昇給していった記憶しかないが、申立期間①及び②については標準報酬月額が下がっているため、標準報酬月額の記録を 20 万円以上に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、親会社の B 株式会社へ出向し、基本給に毎月 3 万円が上乘せされ、給与が下がったことはなかった。」と主張している。

しかしながら、A 株式会社の当時の代表取締役は、「当社の社員が親会社に出向することはなかった。社員の給与には、基本給以外に夜勤手当、残業手当等があったが、申立人が主張するような手当はなかった。」と証言し、当時の複数の同僚も、「親会社の敷地内に会社があったので、親会社の社員と一緒に仕事をしたり、仕事の内容によっては親会社で仕事をすることがあったが、親会社に出向することはなかった。」と証言している。

また、上記の代表取締役は、「支給される手当によって、月ごとに給与が増減することがあった。」と証言している上、当時の複数の同僚は、「夜勤手当や残業手当等によって、月ごとに給与が増減した。」と証言しているところ、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン

記録により、同僚の標準報酬月額についてみると、申立期間当時の随時改定及び定時決定において、申立人と同様に減額している者が複数みられることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A株式会社に係る前述の被保険者原票を確認したが、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 5 月 9 日から 50 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 10 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 55 年 3 月 1 日から同年 12 月 29 日まで
⑤ 昭和 56 年 3 月 1 日から同年 12 月 29 日まで
⑥ 昭和 57 年 3 月 1 日から 59 年 10 月 31 日まで
⑦ 昭和 59 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①及び③については、A社B支社に営業社員として勤務し、昭和46年の入社時の給与は5万7,000円ぐらいであったが、実績に応じて給与が上がる歩合制で、同時に基本給も上がる給与形態で実績も良かったため、給与は25万円から30万円ぐらいであった。

申立期間②については、C社にD職として勤務し、初任給は8万円から9万円で、歩合制で成績が良かったことから、給与は24万円から25万円ぐらいであった。

申立期間④から⑥までについては、E社に事務員として勤務したが、給与は11万円の固定給であった。

申立期間⑦については、E社を閉鎖するとのことで、閉鎖した翌日から、同じ事業主が経営する有限会社Fに勤務した。日付まで確かではないものの、昭和59年11月から同社に事務員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年12月1日となっている。

以上のとおり、申立期間①から⑥までについては、標準報酬月額が給与

と比較して低額であり、申立期間⑦については、厚生年金保険の資格取得時期が自分の記憶と異なるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③について、申立人は、「A社B支社に最初に入社した時の給与は5万7,000円ぐらいで、その後は25万円から30万円ぐらいの給与であった。」と主張している。

しかしながら、A社では、「当時の賃金台帳等の資料は無いが、社会保険事務所(当時)に届け出た資格取得時及び資格喪失時の資料がある。」と回答しているところ、同社が保管する申立期間①及び③に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人と同日付けでA社B支社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性社員が、申立期間①については3人、申立期間③については二人確認できるところ、資格取得時の標準報酬月額は、全員が申立人と同額で決定されていることが確認でき、申立人の資格取得時の標準報酬月額のみが低額という事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「一緒に営業に回った同僚と毎月同じぐらいの給与であり、25万円から30万円ぐらいであった。」と主張しているところ、オンライン記録から、当該同僚の申立期間①及び③における標準報酬月額は、申立人が主張する金額より低額であることが確認できる上、複数の同僚に照会しても、申立期間①及び③当時、申立人の報酬月額が申立人の主張どおりであったことをうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、申立期間①及び③に係るA社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡はみられない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C社における標準報酬月額の記録が7万2,000円とされているが、初任給は8万円から9万円であり、その後の給与は24万円から25万円ぐらいであった。」と主張している。

しかしながら、C社では、「当時の給与台帳は無いが、社会保険事務所に届け出た資料がある。また、当時は、男性のD職でも、給与は10万円から15万円ぐらいであった。」と回答しているところ、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」(昭和49年及び50年)及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」に記載された標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、前述の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」に記載された報酬月額は、昭和 49 年 5 月が 6 万 2,162 円、同年 6 月が 6 万 9,487 円、同年 7 月が 7 万 9,737 円、50 年 5 月が 9 万 8,316 円、同年 6 月が 10 万 6,981 円、同年 7 月が 10 万 4,950 円であることが確認できる。

さらに、当時の同僚は、「私の給与は 10 万円ぐらいで、申立人が主張するような高額な給与をもらう社員はいなかった。」と証言している。

- 3 申立期間④から⑥までについて、申立人は、「E社における標準報酬月額の記録が、昭和 55 年 3 月から同年 8 月までは 6 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 8 万 6,000 円、56 年 3 月から同年 11 月までは 7 万 2,000 円、57 年 3 月から同年 9 月までは 7 万 2,000 円、同年 10 月から 58 年 9 月までは 7 万 6,000 円、同年 10 月から 59 年 9 月までは 8 万円と記録されているが、11 万円の固定給であった。」と主張している。

しかしながら、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も死亡していることから、同社から申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人は、「私は、同じ事務員であった同僚よりも勤務時間が短く、毎日の勤務ではなかった。また、同僚はG部門の仕事もしていたので、私の給与はこの同僚よりも少なかった。」と述べているところ、当該同僚の申立期間④から⑥までの標準報酬月額は、一部の期間で 11 万円であることが確認できるものの、そのほかの期間は 11 万円を下回っていることが確認できる。

さらに、E社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、標準報酬月額の記録は全てオンライン記録と一致している上、標準報酬月額を遡及して訂正された形跡はみられない。

- 4 このほか、申立期間①から⑥までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑥までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間⑦について、複数の同僚の証言から、申立人は、入社時期の特定はできないものの、有限会社Fに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、有限会社Fは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、自身の入社時期を記憶している二人の同僚は、「昭和 59 年 11 月

に入社した。」と述べているところ、オンライン記録から、当該同僚は、有限会社Fにおいて厚生年金保険の被保険者資格を60年1月3日に取得していることを踏まえると、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の同僚のうちの一人は、「当時の給与明細書を見ると、厚生年金保険に加入する前は、厚生年金保険料が控除されていない。」と証言している。

このほか、申立期間⑦について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。